

奈良県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課において縦覧に供する。

令和六年八月十三日

奈良県知事 山下 真